

令和 8 年 第 8 回

教育委員会臨時会会議録

とき 令和 8 年 4 月 7 日

品川区教育委員会

令和 8 年第 8 回教育委員会臨時会

日 時 令和 8 年 4 月 7 日（火）

開会：午後 2 時

閉会：午後 3 時 8 分

場 所 教育委員会室

出席委員	教 育 長	伊崎	みゆき
	教育長職務代理者	吉村	潔
	委 員	稲垣	百合恵
	委 員	濱松	誠
	委 員	吉原	幸子

出席理事者	教 育 次 長	小林	徹
	庶 務 課 長	舩木	秀樹
	学 務 課 長	石井	健太郎
	指 導 課 長	酒川	敬史
	教育施策推進担当課長	高木	圭一
	教育総合支援センター長	保土澤	尚教
	特別支援教育担当課長	新井	正康
	品川図書館長	三ッ橋	悦子
	学校施設担当課長	荒木	孝太
	統括指導主事	黒澤	有貴
	統括指導主事	石原	朋之

事務局職員	庶 務 係 長	安藤	尚之
	書 記	羽田	優太
	書 記	田島	希望

傍 聴 人 数 なし

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 報告事項 1 教育長の任命同意について
- 報告事項 2 教育委員の任命同意について
- 協議事項 1 委員の議席について
- 第 36 号議案 教育長の品川区国際友好協会理事の兼職の承認について
- 報告事項 3 教職員の任免等について（新規採用）
- 報告事項 4 令和 8 年度（9 年度採用）品川区立学校教育職員採用候補者選考日程について
- 報告事項 5 部活動の地域展開について
- 報告事項 6 令和 7 年度 就学・転学相談の結果について
- 報告事項 7 自閉症・情緒障害特別支援学級の開設について
- 報告事項 8 教育長職務代理者の指名について
- その他 令和 8 年 5 月行事予定について

令和8年第8回教育委員会臨時会

令和8年4月7日

【教育長】 では、ただいまから、令和8年第8回教育委員会臨時会を開会いたします。
署名委員に、濱松委員、吉原委員を指名いたします。よろしくお願いします。

初めに、本日は議事日程の追加がございます。お手元に配付しました追加議事日程について、本日の日程に追加し、議題に供することといたしますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、日程に追加し、議題とすることといたしました。

続いて、会議の持ち方についてですが、日程第4、報告事項3、教職員の任免等について(新規採用)、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件については、全ての日程の終了後に審議をいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、報告事項1、教育長の任命同意について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、報告1、教育長の任命同意について御説明いたします。

資料1をお願いいたします。教育長の任期が令和8年4月12日で満了することに伴い、令和8年3月27日開催の区議会本会議において、区長より伊崎教育長の任命同意について区議会に諮り、同日可決されましたので御報告いたします。

御説明は以上です。

【教育長】 質疑はございますか。

では、教育長の任命同意についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

それでは、任命同意を御承認いただいたことに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび区長の任命をいただき、議会の同意をいただいて、4月13日から2期目の教育長として務めることとなりました。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には何度かお話を申し上げてきましたが、教育ビジョンを策定し、「子どもたちの笑顔でつながる共生社会～みんなのウェルビーイングを目指して～」ということを目指に掲げて、それに向けて様々な施策を計画し、今実行しているところでございます。特にウェルビーイングというものを大事にして、子供たちがウェルビーイングの状態にあるような環境をつくる、子供自身の資質・能力を育てる、そして周囲の人々と共にウェルビーイングな社会をつくっていく、きちんとそういう考え方を子供たちが身につけられるように、学習、教育を進めていきたいと思っています。

そのためには、様々な御意見をいただいています、いろんな環境整備、特に人的な環境と

して、教員の支援がとても大事だと思っていて、教員のウェルビーイングもきちんと担保していけるような策を進めていきたいと思っております。取り組む課題はまだ多々ございますが、皆様からの率直な御意見を伺いながら、教育委員会のトップとして、みんなを引っ張りながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続いて、日程第1、報告事項2、教育委員の任命同意について、追加議事日程、報告事項8、教育長職務代理者の指名について、関連する議題となりますので、以上を一括して説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、報告事項2、教育委員の任命同意、それから追加日程、報告事項8、教育長職務代理者の指名について御説明いたします。

吉村委員の任期が令和8年3月31日で満了したことに伴い、令和8年3月27日開催の区議会本会議において、区長より吉村委員の任命同意について区議会に諮り、同日可決されましたので、御報告いたします。

また、再任に当たりまして、教育長より吉村委員を引き続き教育長職務代理者として指名させていただきましたことを、併せて御報告いたします。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されていることによるものでございます。

説明は以上です。

【教育長】 質疑はございますか。

では、教育委員の任命同意について、教育長職務代理者の指名についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

それでは、吉村教育長職務代理者より、一言御挨拶をお願いいたします。

【吉村教育長職務代理者】 ただいま御紹介いただきましたように、議会からの同意、教育長からのご指名を得まして、2期目をスタートすることになりました。1期目の4年間で本当にあっという間で、もう4年たったのかなという感じがしています。

今、教育長からもお話があったように、この4年の間に教育ビジョンも策定されました。私は教育畑でずっと歩んできた人間ですから、品川の行政のことも分かっておりますけれども、ほかの区や市の教育行政や学校のことも分かっておりますので、そういったことも頭に入れながら、これから掲げたビジョンを具体的な施策に移していくに当たって、事務局の皆さんと知恵を出し合いながら、協働して品川区の教育を活性化していければというふうに思っておりますので、改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】 ありがとうございました。

次に、日程第2、協議事項1、委員の議席について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、協議事項1、委員の議席について御説明をいたします。

資料3をお願いいたします。品川区教育委員会規則第6条で、委員の議席は、教育長が

会議に諮り、これを定めると規定されております。したがって、本日は暫定的にこのように座っていただいておりますが、教育長より議席について御審議をお願いいたします。

説明は以上です。

【教育長】 今、事務局より説明がありましたとおり、品川区教育委員会規則第6条で、委員の議席は、教育長が会議に諮り、これを定めると規定されておりますので、お諮りをいたします。

教育長、教育委員の就退任に伴う委員の議席について、吉村教育長職務代理者は再任でありますので、引き続き2番席とし、そのほかの委員の皆様につきましても、従来と変わりなく、稲垣委員を3番席、濱松委員を4番席、吉原委員を5番席とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、そのように決定し、次回以降の教育委員会も引き続きこちらの議席をお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、第36号議案、教育長の品川区国際友好協会理事の兼職の承認について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、第36号議案、教育長の品川区国際友好協会理事の兼職の承認について御説明いたします。

資料4をお願いします。現在、伊崎教育長は、品川区国際友好協会理事の役職に就いてございますが、令和8年6月16日をもって任期満了となります。法律及び関係条例、規則の規定により、教育長の兼職には教育委員会の承認が必要となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育長は原則として職務に専念することが求められております。しかし品川区の条例と教育委員会規則により、公益に関する団体の事業に従事する場合は、教育委員会の承認を得て、職務専念義務を免除することが定められております。

品川区国際友好協会は、品川区と姉妹都市、友好都市との交流を促進し、区民の国際認識を深めることを目的とした団体であり、昭和61年の協会発足以来、歴代教育長が理事を務めております。この団体は、学校教育の現場における国際理解の教育や、児童・生徒の国際的な体験活動の支援のため、例といたしましては、区と友好都市関係にあるオーストラリア市の学校の教員を招致し、児童・生徒との視察交流を通じた、学校における国際交流体験など、教育分野と密接に関連する事業を行っており、教育長の職務との関連性が認められます。

新しい任期につきましては、令和8年6月17日から令和10年の定期評議員会実施日まででございます。

なお、教育長の兼職は、現在品川区国際友好協会の理事のみとなっております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。御質疑はございますか。

では、教育長の品川区国際友好協会理事の兼職の承認について、採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第36号議案、教育長の品川区国際友好協会理事の兼職の承認について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第4、報告事項4、令和8年度（9年度採用）品川区立学校教育職員採用候補者選考日程について、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 資料6を御覧ください。

令和8年度（9年度採用）品川区立学校教育職員採用候補者選考日程について、資料6に基づき説明いたします。令和8年度のいわゆる固有教員の選考についてです。

1、採用予定人数は、現在のところ若干名とさせていただいております。

2、資格要件は、昨年度と同様で、小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状の両方を所有する者、または小学校教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状の両方を有する者としています。

3、選考区分については、一般区分と大学3年生前倒し選考、次のページに参りまして、大学3年生前倒し通過者選考の3区分です。

4、選考日程については記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。今日の議論なのか、また次の採用が本格的になったときの話なのか、ちょっと分からなくてすみません。区の固有教員って、品川区の教育行政と教育改革も含めて、非常に重要な要素の一つであるということは間違いありません。これまでも独自性を出してきて、これからもやっていけないといけなくなると、もちろんローテーションで回られる都からの方と、区の固有教員も必要だと。そうすると、採用に力入れないといけませんねと、私は民間の経験がありますから、もう何度も何度も言ってきました。

そのときに、この場でいいのか、いつなのかということを教えてほしいんですけど、例えば一昨年度とか、もう3年前、4年前でもいいんですけど、あっ、こういう採用に課題があるよね、だからこうやってアップデート、改善をしてきました。あっ、その改善が少しずつアップデートされているじゃん、ああ、でもやっぱりうまくいかないところがまだ残っているよね、だからこれをアップデートをこうしたんだと、PDCAみたいなのをぐるぐる回して行って、今の採用の課題と、それについてどう対策を打って、だからよりよくなったんだ、さらにまだまだ課題があって、それは残課題があって、それをどうしていくんだみたいなことを聞きたいんですけど。

それが今回じゃなければいいんですけど、まずそれを考えておられる、その中身についてちょっと伺いたいです。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 採用の課題ということにつきましては、年によって、年度によって少し変化はありますけれども、何年も前から比べると、応募する人数が多少減っているということで、より優秀な人材の確保という点では、この母数を増やしていくというのは一つ必要なことかなと思っております、それに向けては、ポスターですとか、チラシですとか、そういったものの工夫を、昨年度はかなり改善を図ったというようなことをしております。採用に当たってはそのようなことです。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。確かにポスターの話は、そうだよなと思い出して、どういうふうにやっていけばいいかというのは、懇談のところでも少し話したりとかしたのも覚えていますし、母集団形成って間違いなく採用にとっては重要な一つです。

2つあって、ポスターって大事ですよ、手段の一つとして。ポスターと言えば、誰もが思いつくような。1年考えてポスターですと言われても、いや、そうだよなというか、まだあるやろとか、そのポスターをこういうふうにして。いや、それって逆に2年前思いつかなかったのという。これは責めたいとかじゃなくて、本当に母集団にどう刺すかというのは非常に重要なところなので、時間を取っても大事なところなので聞きたいんですけど。

なので、今日この議論でないにしても、絶対この議論ってまた飛んじやうので、またそのときに言われてももう遅いとなっちゃうので、ポスターをどう改善したからよりよくなりそうだという話をまず聞きたいのと。ポスターについての深掘り。やっぱりポスターとおっしゃったから、それを聞きたいです。

もう一つは、もしかしたら時期を変えるということが出来るのか、対象を広げるとか、早めるとかということも出来るのかとか、いや、他自治体で実は日本全国探してみたら、特に大都市には比べる対象はあると思うんですけど、実はこういうふうにしているということで、まだ言えること、言えないことはあるかもしれないけど、こういうことを考えているんだよねみたいな、ポスターですと誰もが考えること以外のこと。

ポスターの話の深掘りとポスター以外の話。ちょっと今なければ、やっぱりこれは引き続き指導課のほうでというか、全体で考えないといけない、もう最重要の課題の一つなので、ちょっとその辺り。回答を聞いているんじゃないくて、その不安や悩みも含めて教えたいただけると幸いです。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 ポスターの工夫というのは今まで目につきにくいというか、一面に情報量が多くて、あまり目を引かない、心を引かれないという内容だったものを、主にチラシですけれども、とにかく何だこれはというふうに、目に留めてもらう。そこからQRコードなどから情報に飛んでもらうというような、まずは目を引く、心を引くという工夫をしたところでございます。

加えて、先ほちょっと話しましたがけれども、直接それを持って大学のほうに足を運んでアピールすると。こういう取組をしながら行っています、ぜひこれは学生相手にお話しくださいですとか、あと興味のある学生がもう待っていて話を聞いてくれたケースもありましたので、ちょっとそういった地道な取組というのが一つ考えられるかなと思っております。

時期というのは、今のところ変えるというようなプランはございません。

それから他自治体で、同じような教員採用ではないんですけども、区の職員採用のチラシですとかポスターみたいなもの、そういったものがどんな工夫があるかなというのを研究しまして、そういうのに基づいて品川区の固有教員のポスターやチラシも、そういった工夫を取り入れるというような努力はしているところでございます。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。私も民間の時代に人事として、事業場、事業部、事業所の人間と一緒にやってきましたから、外から言うのは簡単で、中にいる人はすごく現場の泥臭くさいことをしているんだとか、戦略を考えながら、それをいかに、いわゆる顧客だったりとか、未来の社員、従業員、教員となる人に伝えないといけない大変さが分かります。

そこで、ちょっと提案なんですけど、例えばInstagramを開設したとか、広報しながわみたいなのとか、教育版とかも数を少なくしたりとかしても、何かそういうせっかく今やっている施策、新しくやった施策を生かすと。生かすというのは簡単なので、それを生かすといってもなかなか見られていないじゃないか、Instagramとなったら、見てもらえるようにしたらどうしたらいいのかというようなことも含めて、指導課長、指導課だけで考えることではなくて、やっておられると思うんですけど、この区のほかの人たちとも話してもらって、せっかくやった取組を縦割りのぶつ切りにするんじゃないかと、横でつなげてもらってということにしないと、それぞれ一つ一つがぶつ切りになると思うので、せっかくなのでやってほしいなと思います。

【教育長】 SNSについては庶務課長からお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 今、委員のお話の御指摘のとおり、教育委員会公式のSNSを開設しております。これは開設以来、いろいろな品川区の取組であるとか、学校の取組も含めて発信をしております。加えまして、いろんなシンポジウムの機会ですとか、特に教育関係者が集まるような機会を捉えて、そういう方々向けに発信をして、QRコードも含めてチラシに刷り込んだりということで、多くの方に発信できるようにというふうに、今工夫に努めているところでございます。

今現在350ぐらいの登録者数というふうには捉えておりますけれども、ここら辺は教育委員会全体として、その教員の採用の部分もそうですけれども、そこを含めて、また区のほうでは一方では、秋口にホームページのリニューアルということも予定されておりますので、いろんな方法を取って、本当に品川区のそれこそいろんなサポート体制とか、学校の先生方を支えるような体制も取っている。区ではそういう体制を取っているの、非常に学校の教員の先生方の環境が整っているというようなところの強みであるとか、そういうことも含めて発信していくことで、より品川区に御関心、御興味を持っていただけるような方法を取っていければということで、教育委員会全体で進めていければというふうに考えております。

以上です。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。本当に採用と手段としてのSNSやそういう

コミュニケーションツール。これまではホームページや、いわゆる口での口コミしかなかったんですが、SNSというものが重要になってくるというのは間違いないと。では、そのときにどうやっていくというのは、指導課じゃなくて庶務課ですよ。

庶務課も舩木さんがやるだけじゃなくて、若い人が考えていくということになっていくと思うので、そこを、ポスターも要らん、何となく今までのやり方で、この文字数でいいやろ、いや、多過ぎると思いますけどねと思いながら、みんな、いや、お願いしますとなっていて、結局、おっと目をまず引かせてというやり方なんだったら、SNSももちろんこれは難しいというか、もしかしたら違う、予期せぬ方向に行く場合もありますけど、ちょっとこれまでと違うやり方だけれども、最終的には責任者の方々がちゃんと見て、とがりを少しは削ってはいくものも、おやっとか、やっぱりおっとかという部分をポスターでやったんだったら、SNSでやってみる、あるいはやる前に一旦ブレストで、どんなものをやったらいいかやってみるという、その試みぐらいはないと、何度も言うように、これは何か採用の一番重要なところの一つなので、若い方がせっかく、ここに出席していない人も含めているわけですから、そこはぜひちょっと庶務課、指導課、全体として連携してもらってやってほしいなと思います。

【教育長】 ほかにございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 2つ教えてください。

1つは、募集は若干名ということなんですけど、去年3年生の前倒し先行で、通っている学生がいると思うんです。これはちょっと何名だったか覚えていないんですけど。その通過者は、今回はこの二次選考からやるということでしょうか。あるいは面接からやるのか。ちょっとその確認をさせてください。若干名で、どこから次は選考に入っていくのか。3年前倒しを通過していれば有利ということでもないと思うので、その辺もちょっと含めて確認をしたいのが1つ。

2つ目は、今、ポスターの話があって、指導課長からも、大学に直接話に行ったりもしているということもありました。やっぱり最近では、例えば大学のほうにはいろんな都道府県から直接来て、その県の学生を呼んで直接話をするということが結構多くて、そういうことをやっています。そうすると、この品川区の場合は、特に狙い目は品川区在住の人、あるいはこの近隣の大学で教職の免許が取れる大学、そういうところを狙って。全部行くのはちょっと難しいと思うので、そういうところを特に狙って説明に行くといいのかなというのを思いました。

あとは、全部は行かれなくても、教職免許を取れる大学には少なくとも、今作成されたという少し目立つチラシ、ポスター、これは配布するといいんじゃないかなと。大体大学は教職センターみたいなのところにはばっくと貼るので、こういう普通のやつだともう埋もれちゃうんですけど、ちょっと目立つのだと見る可能性があるので、ぜひその辺お考えいただければいいかなと思います。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 まず前倒し選考で合格した者ですけれども、1名おります。選考は一次試験の教職教養を免除しておりますので、一次試験の論文からスタートということで、ただこれは負担が大きいので、どこまで受けてもらって、次の年どこを免除するかというの

は、まだここも検討の余地はあるかなと思っています。

それから、大学の訪問ですけれども、おっしゃられるように、特に近隣に力を入れて回るといふことにも今後も努めていきたいと思っています。

以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

では、令和8年度（9年度採用）品川区立学校教育職員採用候補者選考日程についてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第4、報告事項5、部活動の地域展開について、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、資料7をお願いいたします。しながわ部活動改革実行ビジョン2031に基づいて説明いたします。

これまで品川区における部活動地域展開については、資料下段のロードマップに示します、地域展開の推進と学校部活動改革の2本柱で実行してまいりました。令和7年度で改革推進期間が終了し、今年度、令和8年度から令和13年度までが改革実行期間に移行することを踏まえまして、この期間の取組をビジョンとして策定いたしました。

部活動の地域展開についてという、一番左上の枠を御覧ください。本ビジョンは、国の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終とりまとめと、東京都の学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画の内容を踏まえて策定しています。

右に移りまして、実態を御覧ください。令和7年度まで取り組んできた地域部活動（しながわ地域TEAM ACT）——ラグビー、ホッケー、ダンス、アートでございます——と学校部活動の業務委託について、生徒、教員、校長の3者から良好な評価をいただいている状況です。

さらに右の枠に参りまして、課題でございます。品川区では、学校部活動の完全地域展開を行うことは、現在困難な状況にあるということが課題になっています。その主な理由ですけれども、地域の活動団体ごとに、活動状況、参加者の年齢構成、部活動と同等の指導ができる指導者の有無などに差があることが挙げられます。また、完全地域展開を実行することにより、指導に従事することを希望する教員が指導の場を失うことになることも課題と捉えています。

これらを総合的に勘案し、資料中段に示しますとおり、品川区では部活動改革について、子供たちの活動機会の確保及び教員の働き方改革、子供たちが生涯を通して活動することにつなげることを目的とし、地域部活動（しながわ地域TEAM ACT）の継続と、指導を希望する教員、部活動指導業務委託、部活動指導員の3者による学校部活動の運営、維持に取組むことといたします。

一方で、地域における子供たちの活動機会の確保もこれまで以上に推進するため、現在子供たちが参加可能な地域のスポーツ・文化芸術活動団体のリスト化も進め、今後学校を通じて生徒に提示していく予定です。学校部活動の業務委託については、令和7年度は1校当たり3部活動程度としてきたところ、令和8年度からは、1校当たり最大5部活動に

拡大をしたところ です。

2枚目の資料につきましては以前にもお示ししているものですが、最下段、スケジュールを改定しております。主な変更点は、令和7年度に立ち上げたアート部の活動が、令和8年度から通年の活動となること、協議会の回数を縮小したことでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。1枚目の下のほうに、目指すゴール、黄色とピンク色のが出て、これをずっと私も以前から確認したかったので。すごく現実的なものになったかなというふうに私は思っています。校長先生のこのアンケートを見ても、業務委託をやっぱり校長先生としては進めたいという意向が非常に強い。これはそうだろうと思うんです。完全地域部活動ってやっぱりなかなか無理があるし、これは今課長が言ったとおりだと思うんですよね。

そうすると、この業務委託プラス部活動指導員、それから先ほど言ったように、教員の中には自分がやりたいという人たちもいるわけなので、この3つで目標をつくってゴールに迫っていくというのが、一番現実的な形だと思うので、これは私は、今回こういう形で進めていくのがいいなと思っています。

ただ業務委託となると、予算的なことの問題があるので、これから6年間かな、8年から10年まで、さらに中間、後期とあるから、予算を計画的に確保しながらこの業務委託を進めていくということを、この部活動改革に関しては全力で取り組んでいただきたいなというふうに思いました。とても分かりやすいのが出たなというふうに私は思いました。

以上です。

【教育長】 稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。前、市町村協議会でお話ししたときに、地域部活動が、地方によって求められているものが全然違うなということを感じていました。地方のところだと、学校だけではもうチームが組めないとか、あと、生徒が足りないのに加えて先生も足りなくて、部活動としてそもそも成り立たないから、地域でくっつけるしかやりようがないというところがあって、それは完全地域移行していく方向なんだろうなというのを感じていたんですけれども、やっぱり23区の方と話すと、ちょっとそういうのとは違って、必要に迫られている感があまりないというのがあって。

なので、多分通っている保護者の方も子供さんたちも、あまり地域移行するメリットが、品川区の子だとそんなに感じていない子が多いんじゃないかなというのは、実際見ていて感じる場所があったので、このTEAM ACTと、あと学校の業務委託という2本柱になっているのは、すごく品川に合っている方向で、すごくすてきだなと思って伺っていました。

1つ気になっているのが、部活動をやりたいと言っている教員の3割の方に関してなんですけれども、やはり業務委託で外部の方が来たときには相応のお金を支払いするのに、学校の先生がその時間をやると、本当にお小遣い程度しか払われないような状況は、あまり健全ではないなというのを感じるので、教員の方が部活動に従事したときに、何かちゃんとサポートができるようなものを考えていく必要があるんじゃないかなというのが1つ

と、あと例えば今は、やりたいと言っている教員の方がいる部活動だとしても、その方が異動されたときに、その後の部活動は、誰がどうするのみたいになってしまうこともあるので、なかなか継続していくことをしっかり考えていかないと、急に先生がいなくなって部活動解散みたいなことになる、子供たちはとてもショックだと思うので、長期的にそういうことも考えていっていただければと思います。

以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 現在教員は、勤務時間内に部活動の指導に従事している場合、これは支払いの対象にはなりません。勤務時間外に勤務した場合、3時間以上の場合には賃金が支払われるという状況でございまして、品川区独自でそこを補填していくというのはなかなか困難な状況でございます。

それから異動した後の部活動ということですが、例えばA校から野球の指導ができる先生がいなくなったので、じゃ、A校では来年度から野球の部活はなしというような状況が生まれないように、いなくなっても業務委託の指導によって野球の活動が持続できるように、柔軟に業務委託を配置してまいりますので、そういった点でこれを補ってまいります。

【稲垣委員】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ほかにございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。この部活動改革も、働き方改革やウェルビーイングとの関係もここにも書かれていますけど、非常に重要だと思うので、コメントをさせていただきます。重複するところがありますが、大事なところなので。やっぱりこれは費用の部分が重要になってくるので、その確保をぜひ事務局や教育長にはお願いしたいなと思います。

次なんですけど、アシスタントコーディネーターと地域展開の推進の黄色いところに書かれていると思うんですけど、これはもう御承知のとおり、〇〇コーディネーター、それは市民科の地域コーディネーターもそうなんですけど、市民科のみならず、置いたからといって神様のように動くわけじゃありませんというところがあると思うので、この辺り、質問というよりは、しっかりその方々がどういうふうに回せばどうなるかという、またP D C Aっぽい考えになるんですけど、しっかりそこを見てもらいたいなと思います。

結局地域コーディネーター、皆さん頑張っておりますけど、その地域コーディネーターの質によってやっぱりちょっと変わるんですよみたいなことをなくしてほしいなと思います。これは一方で地域コーディネーターのほうにも同じことがというか、より高次元に2つともしていかないといけないと思うのでというのがその次のポイントで。

あとは、何かこれはせっかく新しく部活動改革って、稲垣さんもおっしゃったように注目もされていますから、しっかり品川区としてウェルビーイングの調査で、先生や子供に対してアンケートを取るじゃないですか。

ぜひそこにそのときに、部活動という項目を1つなり2つなり3つなり設けて、ちゃんと指導課長や教育長が今回品川区がやるのが、肯定的、ポジティブなのか、そうじゃないのか、やっぱり数年取らないと、結局何か感覚でやって、世の中がそうだからやってい

るんじゃないか、しかもお金をかけてさ、あれどうなったのとならないように、それがどっちに行ったとしても、しっかり我々はウェルビーイングのアンケートを取っていますから見ていますよという、参加率なのか、継続率なのか、満足度なのか、学校差、投資対効果なのか、事故・苦情件数なのか、いろんな考えがあると思うので、しっかりそれをこれまで以上に取ってもらって、より全員が注目する、メディアも注目する話題だからこそ、そこは。しかも部活ってやっぱり大事だよねというのがあるので、そこはぜひやってほしいなと思います。

【教育長】 ほかにはありますか。よろしいでしょうか。

では、部活動の地域展開についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第4、報告事項6、令和7年度就学・転学相談の結果について、説明をお願いします。

特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 私からは、令和7年度就学・転学相談の結果について御報告申し上げます。

教育委員会資料8、電子のファイルですと19ページをお開きください。

まず、項番1の就学相談の目的についてですが、お子さんお一人お一人の教育的ニーズに合った助言を行うことを基本理念としまして、最も適した学びの場を保護者の方と相談しながら決めております。具体的には、特別支援学校への入学、特別支援学級または通級指導学級、あとは特別支援教室の利用をこの場で検討しているところでございます。

続いて、項番2の概要でございますけれども、就学相談については、新1年生は3月25日から、新7年生は5月7日からそれぞれ受付を開始しておりまして、実際の就学相談の実施につきましては、6月の上旬から年明け1月の中旬まで実施をいたしました。また、転学相談につきましては、既に区立学校に在籍している児童・生徒を対象に、それぞれ実施をしてきたところでございます。

続いて、項番3の相談件数を御覧ください。まず、左側の表が就学相談についてでございますが、令和6年度と比較しまして、令和7年度は小学校で5件の増加、中学校で9件の増加、小中合計で14件の増加となりました。

また、各件数の後ろに括弧書きでパーセンテージを載せておりまして、例えば令和7年度の小学校313件の後ろの9.9%という数値は、令和7年4月1日時点の新1年生の学齢のお子さんが3,163人おりまして、そのうち就学相談を受けたお子さんというのが313人ということになっておりますので、割合としましては、小学校の新1年生のうち、約10%のお子さんが就学相談を受けたということになります。それぞれパーセンテージはそのような対象の学齢のお子さんのうち、この就学相談を受けた子の件数の割合をお示ししているところでございます。

続いて、この(3)の右側の転学・通級相談についてでございますが、転学相談につきましては、小学校、中学校合わせまして6件増加、通級の相談は40件の増加となっております。内訳としまして、この40件の増加といったところでございますけれども、主に特別支援教室の利用の相談が増えておりまして、小学校で32件、中学校で8件増加し

ているといったところでございます。

こちらの資料の最後、一番下の表になりますけれども、こちらがその就学相談の結果、その児童・生徒のそれぞれの就学先の内訳となっております。こちらの数値につきましては、例年教育委員会の事務事業概要で、小学校、中学校を合計したものを載せておりますけれども、こちらにつきましては教育委員会のほうでは、小学校、中学校それぞれ就学相談を受けた結果を分けてお示ししております。

通常の学級に進んだお子さんの小学校の229件の隣のところに、括弧で118件とありまして、このように括弧書きで記載している、この特別支援教室、通級指導学級につきましては、通常学級に在籍しながらこちらの通級指導学級、支援教室を利用しているというものでございますので、内数ということで括弧書きでお示しをしているところでございます。

長くなりましたが、私の説明は以上となります。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。就学相談なんですけど、この目的に書いてある、最も適した学びの場を保護者と相談しながら決めていくという、これはもうまさにそのとおりだと思うんですけど、恐らくこれがすごく難しくて、実際は相談しても、保護者の方の意向というのものもあるし、なかなかどれが本当に適した学びの場なのかというのが、すごく判断が難しいことになると思うんです。

下のほうに数字も出ているんですけど、最終的には保護者の方の意向で就学先が決まっていくんだろうと思うんですが、やはりなかなか数が多いと難しいのかもしれないんですけど、実際にその就学した先で適応できているかどうかということを、そんな長期にわたって見るのは難しいかもしれないですが、少なくとも最初の3か月とか半年とか、そういうのを見ていくようなことって、やっていच्छるのかどうかというのをお聞きしたいです。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 ありがとうございます。基本的には就学相談に従事しました特別支援教育アドバイザーと言われる元校長等が、やはり実際に新1年生として進学した際に、全員ではないのですが、気になるお子さんについては学校訪問しまして、様子を見させていただいた上で、校長ですとか特別支援コーディネーターのほうに、助言等をさせていただいているような状況でございます。

【教育長】 吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 これは恐らくそういうことが非常に大変だとは思いますが、そこがすごく大事なところかなと思います。

特に小学校の新1年生の場合には、その辺が保護者の方もよく分からないし、学校もずっと見てきた子供ではないので、実際に通常級なら通常級、あるいは特別支援学級なら特別支援学級に入ったときに、その子が本当にそこが、この目的に書いてある適した学びの間になっているのかどうか。これはやっぱり少し中長期的に見ていきながら、保護者の方とも相談をしていくということが大事になるかなと思うので、非常に数が多い場合、非常に難しい部分もあるのかもしれないですけど、ぜひそこをお願いしたいなと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございました。公がやる、非常に重要な部分の一つだと思いますから、頑張ってほしいなと思っています。この相談件数が増えている、ニーズがどんどん増えていくというのは、これからもどんどん増えていくということは、もう間違いないだろうなと思っています。

吉村さんが言われたとおりで、保護者にとっては相談してからとか、学校に行ってから、どうなんだろうというのが気になる場所なので、何か行ってからどうというものもありますし、相談してから、超細かく、これはリードタイムはどういうのをちょっとお伺いしたくて。申込みしてから面談とか判断とか、その就学先が決定するとかという。

もちろんこれはいろんな親御さん、お子さんの状況もあるので、違うとは思いますが、そうやってリードタイムとか保護者の納得度みたいになってどのように、皆さんのところで把握されているか。やっぱりばらつきはあれど、ちょっとここは課題があるからこうだよなということを、私はできるだけすべきだと思いますので、リードタイムや保護者の納得度の把握について聞きたいです。

2つ目が、その転学・通級相談も間違いなく増えていきますと。これは相談体制だけじゃなくて、増やしたほうがいいと思うんですけど、皆さんのところも。受皿になるその学びの場の供給とか人員体制の部分でしっかり。今回いろんなスクールカウンセラーの方とか、そのほか増やしたと思うんですけど、その辺り十分追いついているんでしょうか。これは間違いなく増えていくと思いますから、その辺りはある種、お金はかかるけど先を見通して考えていくということが、ダイバーシティーとかウェルビーイングの教育を目指す品川区の教育の改革の一つとしてあるべきだと思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。2つ教えてください。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 2点御質問いただいております、まず1点目について、いわゆる就学相談のお申込みから就学先の決定までのリードタイムといったところでございますが、基本的にはお申込みをいただきまして、日程調整をして実施までは、例えば1か月弱ぐらいで、場合によってはもう少し数週間で、実際の実施というところまでは行ける場合もあります。やはり実際に就学相談を受けるまでに、保護者の方に書いていただく資料ですとかそういったものもありまして、実際に申し込んでから受けるまでは、3週間から1か月を見ていただければというところになります。

実際にその就学相談の実施というところでは、1日で実施を行うお子さんの観察ですとか、保護者とお医者さんとの面談ですとか、そういったことを行いまして、その就学相談の結果としまして、この学級種が一番適しているという連絡は、就学相談を実施した翌日に行っております。その保護者の方に寄り添って、丁寧に説明をした上で、保護者の方にはお願いしていますのは、1か月を目安にお返事をいただかせんかというお願いをしています。

ただそうはいっても、必ず1か月過ぎたらすぐお返事くださいというわけではなくて、そこはその状況によって、保護者の方のやはり受容度というか、まだ気持ちが固まってい

ないとか、特別支援学級の見学をもうちょっとしたいとか、そういったものもありますので、そこはちょっと時間を待ってといったところになります。リードタイムとしましては、申込みからお返事まで、早い場合ですと2か月ぐらいという形で、あと、こちらからの提案をしてから、少なくとも1か月間はお時間を取らせていただいているというところでございます。

2点目の、こういった濱松委員がおっしゃられました転学・通級相談についても、いわゆる学びの場の供給の関係で、教員が足りているかといったところでございます。やはりこれは制度的な問題であるかもしれませんが、いわゆる特別支援教室と言われる、通常の学級にしながら、週1回ずつ2時間から4時間、支援教室に行つて、何かコミュニケーションを学んだりとか、そういった支援教室の教員というものが、年度当初の支援教室を使っている児童・生徒数で決まってくるところがあつて、そういった児童・生徒数が、年度が経過するに当たつて、年度途中でどんどん増えていくというところがあります。

そういう意味では、制度的なところでは、年度当初の児童・生徒で教員数が決まってしまうから、少し実態としては足りていないといったところもあるかと思います。ただ、そうはいっても、それ以外の部分ではきちんとその児童・生徒数に合わせて、教員数というものが政令等で決まっておりますので、そちらについては問題ないかと思っています。

以上でございます。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 どうも御丁寧な説明ありがとうございました。

もう一個だけいいですか。ちょっと吉村さんが言われたことにも通ずるかもしれませんが、保護者の満足度や納得度というのは、定量は取っておられないかと思うんですけど、取っておられたら定量、取っておらなかったら定性で、やっぱりなかなか難しいから、ある種苦情的な、もっとこうしてくれよという声があるんだったら、その声を教えてください。ないんだったら、その納得度や満足度のところを教えてください。

背景というか、何でこれを言うかというのと、しっかりこれも公にするかは置いておいて、今みたいなリードタイムを大体めちゃくちゃきっちり御説明いただいたように、保護者の納得度、満足度をやっぱり取るということが非常に重要だと。例えば民間で働いても、商品を出したときに、この苦情、いかにそれを宝の山にしていくかということが大事だと思うので、そういう保護者の納得度、満足度の声や定量の数字を教えてください。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 就学相談のところで、例えば保護者の方が、御自身のお子さんを通常の学級で学ばせたいと思っていたけれども、やっぱり結果としてはこちらから、特別支援学級への就学というのが適切でないかという提案をしたときに、少なからず受容のところではなかなか納得をいただけずに、ちょっと感情をぶつけてしまうという保護者の方も中にはいらっしゃいます。

ただこちらとしても、保護者の方にこの必要性というのを納得いただく必要があるといったところで、きちんと制度的な説明ですとか、場合によっては就学相談とは別の機会でもちょっとお時間を取つて来ていただいて、きちんと、例えば特別支援学級ではこういったことを学べますとか、あとは特別支援学校という都立のほうの、さらにちょっとレベルの高い支援が受けられる学校の方ではこういった支援がありますといったところをきちんと

説明して、合意形成をしていくということが大事かと思っております、そういった何か合意がいただけない、なかなか納得が得られないという場合には、そういう個別の対応というのも適宜行っているところではございます。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 どうもありがとうございました。これについても、重要だなというか、そうだなというところがあるんですけど、やっぱりそれでもまだこぼれている課題というのが、1つは、さっきの柔軟な人員の配置。これは皆さんだけでやるものじゃなくて、いや、品川区だけでできるものじゃないかもしれませんが、柔軟な配置をやっぱりどう考えるか、ウェルビーイングの教育を実現するためにというところ。1個目の話。

2個目の話は、これも吉村先生のところにやっぱりかかってくるなと思って、そのとおりだなと思ったんですけど、やっぱり実際に1か月や2か月、3か月たって、それでもまだ納得していないとか、いや、話してみたら御納得されているのかというのを、丁寧にされているということだし、これからされるということだろうけど、しっかりその定量と定性の両方取ってもらってということじゃないと。

どうしてもこういうのって、これは仕方ないというか、そうだなとなるんだけど、定性の声が大きくなっちゃって、全然やってくれないじゃないか、何か余計なことしてくれたなとかとなっちゃうんですけど、定量で見たら、いや、そうでもないですよという。

今回この電子19とかの数値をこうやって取っているんだから、ちゃんと納得では満足度、フォロー件数にしたらどうだったかという、その数字を取りさえすれば、しっかり定量、定性両方取れるので、納得というか、その方だけじゃなくて、区としてしっかりここはやっていきますということにもなると思いますから。足りない部分は、しっかりまたそれでも引き続きやっていこうと思いますというところはあると思うので、ぜひそれはやってほしいなと思いました。

【教育長】 今年、特別支援教育推進計画をつくりますので、その策定の中でも委員会の中で議論はいただきますけど、何か考えていることとかありますか。

特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 ありがとうございます。やはり委員御指摘のとおり、保護者の方とか区民の方に、この就学相談ですとか、そのやっていることの意義について御理解いただく上では、その定量と定性といったところできちんと数字で示せることが、一つの方策としてあるかと思っております。

実際に今後特別支援教育推進計画を、また改めてこの教育委員会のほうでも報告いたしますけれども、策定委員会を設置しまして、その中で委員の方々の意見等も踏まえて策定するわけですが、きちんと何か計画をつくるときに、数値的なところを目標ということで定めることができるかどうかというところは、検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【教育長】 ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。ちょっと質問させていただきたいんですけども、この就学相談で何らかの支援が必要だと判断されたけれども、キャパシティ的に受

け入れられなかったお子さんってもしいたら、どれぐらいの数いるのかなということを、ちょっとまず伺いたいなと思います。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 そのキャパシティーの関係で、ちょっと受け入れられなかったところなんですけど、私どもの認識としましては、保護者の方が要望された場合、特別支援学級ですとか、それも知的障害と情緒障害特別支援学級と2つありますけれども、それぞれについて、何かお断りしてしまったとか、そういったところはないというふうに考えてございます。

【教育長】 稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。ちょっと安心しました。よかったです。

1つ先ほどから、保護者の方が認めないからという話が少しあったと思うんですけど、逆に、就学支援の就学相談をされてくる保護者の方って、何らかのきっかけがあったから自分で申し込んで相談してくると思うので、その心配して来たのに、大丈夫ですよと追い返された保護者の方とかお子さんに関してのフォローを、何らかの形で学校に情報共有していただいたりとか、そういうことが何かされているのかなというところを、ちょっと伺いたいかなと思います。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 ありがとうございます。保護者の方で、例えば知的の特別支援学級がうちの子には適しているんじゃないかということで思って来ましたが、判定として、やはり通常の学級でもやっていかれるといった判定が出ているお子さんというのは、昨年度ですと16名ほどいらっしゃいました。

ただそうすると、通常の学級に実際には進学しているのですが、就学相談を受けていただいたということで、学校に就学支援ファイルという、就学相談で使った、お子さんのWISCと言われる知能検査の数値の資料ですとか、あとは就学相談で児童観察させていただいたときの様子の資料ですとか、その辺の資料一式をまとめて学校に提供していますので、学校生活の中で活用いただけるようにはしているところでございます。

【教育長】 稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。いろいろ安心しました、考えられているようで。最近、支援学級のほうがすごく人数が増えておりまして、今日も入学式に行ってきたんですけど、すごい人数なんですよ、いわゆるその支援学級に入られるお子さんが。

教室がそれぞれ大体何か、みんなで1つみたいな感じで用意されているところが多くて、もうちょっと教室のキャパシティーが足りなくなっているなというのを、今日も行って感じたところがあって、やっぱり支援が必要なお子さんなので、パーソナルスペースがある程度必要になってくるとは思っていて、その割に教室が狭いという状況で、なかなか難しいところがあるのかなと思うので、その辺の人数が増えたなりに、教室も増やしていくことを考えなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

以上です。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 おっしゃるとおりでして、特別支援学級のお子さんの数というのが増えているところでございます。私どもとしても、学校から要望というものの、教

室がちょっと狭くなってきているといった声が届いているところはございます。

ただ、学校という限られた施設の中で、通常の学級の普通教室とのバランスも取っていく必要もあると考えていまして、なので、就学人口の動向というのを学務課ですとか関係部署とも連携しまして、あとは私どもでできることとしては、比較的大きな教室を使っているのであれば、スライド式の間仕切り壁等で大きな教室を2つに分けて、隣の部屋の声が聞こえないような工夫をして、授業に集中できるような環境をつくるですとか、そういう工夫というのを行っていたり、あとは空いている教室があれば、先ほど申し上げたような学校全体といったところで、関係部署とも連携しまして、増やせるかどうかというところは検討してまいりたいと思います。

【稲垣委員】 よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにありますか。

【吉原委員】 よろしいですか。

【教育長】 吉原委員。

【吉原委員】 入学時、入学相談である程度アドバイスをして、それぞれ支援教室を利用して通級したりというお子さんで、その後の見直しというのはどういうふうにかかけられていきますか。保護者のほうから、そろそろもしかして普通の教室にうちの子は戻れるんじゃないだろうかとか、あるいは、普通学級にいたけれどもちょっと無理かもしれないという、そういうような保護者からの声が上がってきたときに随時行っていくのか、あるいはこちらから、1年後、どうですかと声をかけて行っているのか、その辺の実情を教えてください。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 ありがとうございます。そういった特別支援学級に例えば進学したけれども、その子の状況によって通常の学級に戻るかどうかというところについては、幾つか方法がありまして、まず学校側として、きちんとその支援が必要となっている子がどうなっているかというのを、校内委員会といったところで検討しております。

その中で、例えば1年、2年生と特別支援学級で指導、支援を受けることによって、通常の学級でも学べるといった判断があった場合には、こちらの教育委員会のほうに転学相談の申込みというのををしていただいて、それを学校経由していただいて、当然その前には保護者の方ときちんと合意形成を取った上ででございますけれども、そういった学校からの転学相談ということで申請を上げていただくという方法もございますし、あと保護者の方が、そういった何か学級種を変えたいといったような御要望があった場合、あとは特別支援教室の利用というのを、その子の改善状況を見て取りやめたいといった場合には、まずは学校のほうに相談をしていただくという形になるかと思います。その上で学校から教育委員会のほうに連絡が来るという体制になってございます。

【教育長】 よろしいですか。

【吉原委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございますか。

では、令和7年度就学・転学相談の結果についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第4、報告事項7、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設について、説明をお願いします。

特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 私から、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設について御報告申し上げます。

お手元の資料、教育委員会資料9、電子のファイルですと20ページを御確認ください。

まず、項番1の経緯および概要についてでございますが、自閉症・情緒障害学級とはといたところでございますが、基本的には、知的発達の遅れがなく、自閉症または情緒障害があつて、通常の学級のような大きな集団では効果的な学習に取り組むことが難しい児童・生徒のために、小集団で日常的に指導を行う固定の学級といたところでございます。

現状といたしましては、中学校では浜川中学校と大崎中学校において、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しているところでございます。また今年度より伊藤小学校において、小学校で2校目となる自閉症・情緒障害特別支援学級を開設したところでございます。

今後につきまして、こういった小学校と中学校における自閉症・情緒障害の特別支援学級の入級状況から、中学校においても入級を希望される方が増えるというふうに見込まれております。そのため、富士見台中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置するといったところになってございます。

対象者につきましては、項番の2に記載がございますとおり、基本的には、知的の全般的な遅れがなく、自閉症またはそれに類するもので、他者との意思疎通及び対人関係の形成が困難である方、または主として心理的な要因による選択性かん黙等がありまして、社会生活への適応が困難であるといった方、いずれかに該当する方が対象となっております。実際にはお医者さんの診断が必要となっているところでございます。

また、入級、転学に当たりましては、上記2に該当するお子さんということが前提となりますけれども、教育委員会の就学相談、または転学相談で、この学級での指導が必要であるということが認められることが条件となっております。

実際にその富士見台中学校の施設につきましては、項番3にございますとおり、現在の校長室、会議室のところを特別支援学級用の教室、職員室に整備いたしまして、校長室は2階に移すといったところに入替を予定してございます。

最後に今後のスケジュールでございますけれども、就学相談、転学相談を今年度実施していく中で、開設準備を図りながら、令和9年4月の開設に向けまして、準備を執り行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。

では、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第5、その他、令和8年5月の行事予定について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、その他、令和8年5月行事予定について御説明いたします。

資料10をお願いいたします。5月の予定につきましては、5月12日火曜日、また2

6日火曜日、いずれも14時から教育委員会定例会を予定しておりますので、御予定につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

【教育長】 質疑はございますか。

では、令和8年5月行事予定についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

続いて、非公開の会議を開きます。

— 了 —